

### 地域福祉のキーワード (50 音順)

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| ISO26000<br>(アイ・エス・オー26000) | 持続可能な発展(将来の世代の人々が自らのニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような発展)を実現するために、世界最大の国際標準化機関 ISO によって開発された、あらゆる種類の組織に向けた社会的責任に関する、初の包括的・詳細なガイダンス文書です。  |
| アウトリーチ                      | 生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して、本人からの要請がない場合でも、支援者の方から本人の元に積極的に出向いて支援することを意味します。   |
| NPO (エヌ・ピー・オー)              | Non Profit Organizationの略語で、法人格の有無や活動の種類とは関係なく、自発的に非営利の市民活動を行う民間の組織。日本語では「民間非営利組織」と訳されています。  |
| 大阪にふさわしい<br>自治のしくみづくり       | 大阪全体の持つ力を活かし、地域の活力を一層発揮させていくために、「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」という考え方を基本に、両者の役割分担を明確化し、広域行政については、広域自治体が一つの成長戦略の下で実施し、基礎自治行政については、住民に身近な基礎自治体が地域の特性や課題、住民ニーズを的確にとらえながら、きめ細かく実施していくことが必要であるという観点に立った、市政改革の取り組みをいいます。       |
| 基礎自治行政                      | 基礎自治体として実施すべき行政をいいます。(大辞林より引用)   |
| 基礎自治体                       | 一般的に、市町村及び東京都の特別区のことをいいます。住民にとって最も身近な行政主体であることから、広域自治体である都道府県に対してこの名称が用いられています。(大辞林より引用)   |
| 協働(パートナーシップ)                | 市民・地域団体やNPOなどの市民活動団体・大学・企業・行政など、異なる組織や人同士が、共通の目的のもと、対等な立場に立ち、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合うことをいいます。パートナーシップともいわれています。   |
| 協働型事業委託                     | 委託者(行政)と受託者(市民活動団体や企業)が、地域課題への対応や政策目的の実現などの公共的な課題に取り組むにあたり、共通の目標を持って事業の企画立案段階から協議して役割分担を決定し、受託者がその決定された役割に係る事業の委託を受け、委託者と目標を共有し協議を重ねながら、住民の参画や当事者性を活かして当該事業を進める委託方式をいいます。これにより、受託者のノウハウ等を活かし地域課題やニーズに的確に対応した |

|                        |   |
|------------------------|---|
|                        | 効果的・効率的な事業展開が可能となるほか、住民の参画や地域性を活かした取り組みが行われることにより、地域でのヒト・モノ・カネ・情報などの資源の循環が生まれるなどの効果が期待できます。   |
| 区民                     | 大阪市の区の住民に加えて、大阪市の区の区域内に通勤・通学する人、大阪市の区の区域内において市民活動に携わっている人などを広く総称する意味で使用しています。   |
| 権利擁護                   | 福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること、及び表明された意思の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表示の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）をいいます。一人ひとりが自らの生活を自らの選択により決定し、個人としての尊厳をもって日常生活を安心して送るためには、判断能力が不十分な状態であっても、地域において自らの意思に基づいて生活ができるような、権利擁護のシステムの確立が必要です。 |
| 広域行政                   | その効果が基礎自治体又は都道府県の行政区域を越えて、より広域的に行われるべき行政をいいます。  |
| 校区等地域                  | おおむね小学校区の範囲を基本とする地域をいいます。   |
| コミュニティ・ビジネス            | 地域の住民が、地域課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業をいいます。営利目的ではなく、地域の利益を増大させることを目的としています。  |
| 主体形成                   | 自分や家族、身近な人々などのよりよい生活を自らつくりあげていくとともに、自分たちが住んでいる地域をもっとよくしていきたいという姿勢をもつことをいいます。地域福祉の推進のためには、住民の生活者としての主体形成をはぐくんでいくための取り組みが必要です。  |
| 小学校区教育協議会<br>-はぐくみネット- | 地域の教育資源を学校教育に導入するなど、地域に開かれた学校づくりを進め、子どもたちの「生きる力」をはぐくむとともに、学校・家庭・地域が一体となった総合的な教育力を発揮し、地域における人と人のつながりによって子どもをはぐくむ「教育コミュニティ」づくりを推進するため、PTAや生涯学習関連事業の運営委員会や実行委員会などをベースとして、市立小学校区を単位に設置しています。  |
| セーフティネット               | すべての人が安心・安全に暮らせる多層的・多面的な生活支援の機能・仕組みのことをいいます。地域の住民、事業者や団体、行政が相互に協力し合いながらそれぞれの役割を果たし、最低基準保障はもちろん、よりよい生活の実現をめざす多層的・多面的な仕組みの形成が必要です。  |

|            |   |
|------------|---|
| セルフネグレクト   | <p>飲食や体調管理、最低限の衛生状態の保持、金銭の管理などの行為をしない、あるいは、する能力がないため、安全や健康が脅かされる状態をいいます。</p>  |
| ソーシャル・ビジネス | <p>市民が、社会的課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業をいいます。営利目的ではなく、社会の利益を増大させることを目的としています。</p>   |
| 地域         | <p>小学校区、連合振興町会、振興町会その他の特定の範囲の区域をいいます。また、この範囲において地域活動に携わっている人々を意味することもあります。</p>  |
| 地域活動協議会等   | <p>校区等地域を基本単位に、さまざまな市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む、自律的な地域運営の仕組みです。</p>   |
| 地域公共人材     | <p>地域団体や行政に加えNPOや企業、大学、団塊の世代など多様な主体が参画する地域のまちづくりに関する取り組み（地域社会における公共エリア）について、各主体間の合意形成、それぞれの主体が持つヒト・モノ・カネ・情報など地域におけるさまざまな資源をコーディネートすることなどにより、活動を創出し活性化させ、最適化を図り、持続可能なものとしていくマネジメント（経営）能力をもった人材をいいます。</p>   |
| 地域支援システム   | <p>市、区、地域を単位とする3層のネットワークにより、援護を必要としている住民を支援する大阪市独自の仕組みです。地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や地域組織など地域の関係者のネットワークにより、高齢者をはじめ援護を必要としているすべての住民を対象に、地域での見守り、課題発見や相談支援、関係機関への連絡調整、事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方の検討、よりよい地域づくりのための取り組みの実施及び開発、関係先への提言を行っています。</p>  |
| 地域支援調整チーム  | <p>地域支援システムの第2層に位置づけられる、区内の保健福祉に関する関係機関により構成された区レベルのネットワークです。区の保健福祉の実態把握や課題集約、市への提言・要望、各種の連絡調整等を行っています。調整チームは、関係機関の代表者により構成される「代表者会議」と、実務者で構成される「実務者会議」、各福祉法等に基づき福祉分野別に設置されている「専門部会」、個別事例を通して課題検討を行う「地域ケア会議」から構成されています。</p> <p>なお、本指針においては「地域支援調整チーム」「代表者会議」等の語を機能的な概念として用いており、各区・各地域において、異なる名称で上記の</p> |

|              |  |
|--------------|--|
|              | <p>ような機能を有する関係機関によるネットワーク会議が設置されている場合は、適宜読み替えてください。</p>  |
| 地域福祉アクションプラン | <p>より身近な地域での実情にあった地域福祉を推進するため、各区で公私協働により策定された行動計画です。平成18年度から、各区で策定されたプランに基づき、住民主体のさまざまな取り組みが推進されています。</p> <p>なお、本指針においては「地域福祉アクションプラン」の語を機能的な概念として用いており、各区・各地域において、異なる名称（「区地域福祉計画」「区総合計画」「地域まちづくり計画」等）で同様の計画等がある場合は、適宜読み替えてください。</p> |
| 地域福祉計画       | <p>市町村が、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を、一体的に定めるために策定する行政計画です。</p>   |
| 地域福祉支援計画     | <p>都道府県が、市町村の地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、①市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項、②社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項、③福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項を、一体的に定めるために策定する行政計画です。</p>                                     |
| 地域福祉ビジョン     | <p>住民や関係機関、区役所との間で共有される、これから実現を目指すべき福祉コミュニティとしての区・地域の将来像です。</p>  |
| 地域福祉力        | <p>住民主体で地域の生活課題の解決を図っていこうとする力。住民が地域における生活課題に気づき、相互支援や力や問題解決力を高めていくこと、あるいはそうしたことが可能となるような仕組みをつくり出していくような力です。</p>  |
| 地域包括支援センター   | <p>地域で暮らす高齢者に対して継続的かつ包括的に支援できる地域づくり（地域包括ケア）を推進する中核的な役割を果たす機関として設置されています。主な業務内容は、①高齢者とその家族のための身近な相談窓口、②地域の関係機関や支援者の協力体制づくり、③介護予防のためのケアプラン作成です。</p>  |
| 中間支援組織       | <p>社会の変化やニーズを把握し、さまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のことをいいます。主な役割は、資源（ヒト・モノ・カネ・情報）</p>  |

|                           |   |
|---------------------------|---|
|                           | <p>の橋渡しや、団体間のネットワーク促進、価値の創出（政策提言・調査研究）などです。</p> <p>中間支援組織には、地域活動協議会等の形成支援・運営支援を行うものと、多種多様な地域活動に対してネットワークや専門性を活かして活動支援を行うもの（たとえば地域の支え合い活動に対する活動支援を行う区社会福祉協議会やNPO等）があります。本指針では、主に活動支援を行う中間支援組織をイメージして記載しています。</p>   |
| ニア・イズ・ベター<br>(補完性・近接性の原理) | 住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方です。  |
| PDCAサイクル<br>(ピ・ディー・シー・エイ) | 施策・事業に必要な要素である企画(Plan)、運営(Do)、評価(Check)、改善(Action)を一貫した流れのものとしてとらえ、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法です。  |
| 福祉コミュニティ                  | 生活者としての主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様なしくみと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携している地域社会です。  |
| 平成の大合併                    | 地方分権を推進するために平成11年度から行われた市町村合併の取り組みであり、平成17年前後に最も多く合併が行われ、市町村合併特例新法が期限切れとなる平成22年3月末に終了しています。（市町村数：平成11年3月末3,232→平成22年3月末1,727）   |
| マルチパートナーシップ               | 地域の課題や資源などを最もよく知っている地域団体のほか、市民、NPO、企業等のさまざまな活動主体と行政が、自らが地域社会における「公共」の分野を担う主体であるという当事者意識のもとに結ぶ協働関係をいいます。   |
| 未来わがまち会議                  | 区民自らがまちの将来を考え、その実現に向けたまちづくり活動方針としてとりまとめた「未来わがまちビジョン」の実現に向け取り組む区民団体です。   |
| 民生委員・児童委員                 | 地域において支援を必要とする生活困窮者、低所得者、高齢者、障害のある人、子ども、ひとり親家庭など、さまざまな理由により社会的な支援が必要と考えられる人々に対して、常に住民の立場に立って相談・支援を行うとともに、行政機関などの業務に協力する人で、民生委員は民生委員法に定められ、児童委員は児童委員法によって民生委員が兼ねることとなっています。また、民生委員・児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が選任されています。民生委員制度の前身である「方面委員制度」は、全国に先駆けて大阪で大正7年に創設されました。 |

《資料》 【社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）】

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第七百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第七百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

《資料》

【大阪市地域福推進指針（素案）にかかるパブリックコメント手続きの実施結果について】

1 募集期間

平成24年8月8日～平成24年9月7日

2 募集方法

郵便、ファックス、電子メール、持参

3 素案の公表方法

- (1) 福祉局地域福祉課、各区保健福祉センターなどで素案を配布
- (2) 福祉局ホームページで公表

4 意見提出件数

- (1) 提出件数 21件
- (2) 意見件数 53件

(個人)

計20件

| 性別 | 男      | 10人 | 女  | 5人     | 不明 | 5人 |
|----|--------|-----|----|--------|----|----|
| 年齢 | 20歳未満  | 0人  |    | 20歳代   | 0人 |    |
|    | 30歳代   | 1人  |    | 40歳代   | 1人 |    |
|    | 50歳代   | 2人  |    | 60～64歳 | 4人 |    |
|    | 65～74歳 | 7人  |    | 75歳以上  | 2人 |    |
|    | 不明     | 3人  |    |        |    |    |
| 住所 | 市内     | 18人 | 市外 | 0人     | 不明 | 2人 |

(団体)

1件

|      |       |    |       |    |
|------|-------|----|-------|----|
| 提出方法 | 郵送    | 8件 | ファックス | 8件 |
|      | 電子メール | 4件 | 持参    | 1件 |

## 5 意見の分類

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| <b>第Ⅰ章 「大阪市地域福祉推進指針」の策定にあたって</b>  |     |
| 「計画」から「指針」へ                       | 2件  |
| 各種計画との関係                          | 2件  |
| 地域福祉アクションプランの更なる発展にむけて            | 1件  |
| 大阪にふさわしい自治の仕組みへの移行期における地域福祉の推進    | 2件  |
| <b>第Ⅱ章 地域福祉の推進にあたって（地域福祉とは）</b>   |     |
| 人権尊重の考え方                          | 2件  |
| 生活者の主体形成                          | 1件  |
| 歴史と伝統によって培われた資源の社会的活用             | 1件  |
| 地域福祉の担い手                          | 1件  |
| 地域福祉の向上につながる取り組みを行う商店街や企業、生活協同組合等 | 1件  |
| 行政機関                              | 1件  |
| 地域福祉推進の方向性                        | 1件  |
| <b>第Ⅲ章 地域福祉アクションプランの検証と更なる推進</b>  |     |
| 第Ⅲ章全体                             | 1件  |
| 福祉課題の解決を指向した取り組みの強化               | 1件  |
| 校区等地域を単位としたアクションプランの作成            | 4件  |
| <b>第Ⅳ章 いま求められている取り組み</b>          |     |
| みんなで支え合う豊かなコミュニティづくり              | 1件  |
| 支援が必要な人々へのつながりづくり                 | 3件  |
| 災害時に備えた地域における支え合いの仕組みづくり          | 2件  |
| 地域福祉活動の担い手の層を厚くする取り組み             | 2件  |
| <b>V章 福祉コミュニティを創出する仕組みの再構築</b>    |     |
| 区や地域の実情に応じた区独自の福祉システムへの再構築        | 1件  |
| 区民による自律的な地域福祉活動の実現                | 6件  |
| 多様な中間支援組織との連携による地域福祉活動支援の強化       | 2件  |
| 自律した自治体型の区政（福祉政策）運営体制への再構築        | 2件  |
| <b>全体にかかること</b>                   |     |
| 指針作成にあたっての考え方                     | 2件  |
| 指針の文章について                         | 1件  |
| <b>その他提言・要望</b>                   | 10件 |



---

平成 24 年 12 月

大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

電話 (06) 6208-7951 ファックス (06) 6202-0990

ホームページ : <http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/>

---